

新 新	旧	対 照 表	旧
--------	---	-------------	---

高知県青少年保護育成条例（抜粋）

高知県青少年保護育成条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（淫らな性行為等の禁止）

第18条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

（淫らな性行為等の禁止）

第18条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

3 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

（監護離脱の勧誘等の禁止）

第20条 何人も、青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、保護者の監護から離れるよう勧誘し、あおり、唆し、又は強制してはならない。

（監護離脱の勧誘等の禁止）

第20条 何人も、青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、保護者の監護から離れるよう勧誘し、あおり、唆し、又は強制してはならない。

2 何人も、保護者の監護から離れている青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、金品の供与等の便宜を図ってはならない。

2 何人も、保護者の監護から離れている青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、金品の供与等の便宜を図ってはならない。

（場所の提供の禁止等）

第23条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青

（場所の提供の禁止等）

第23条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青

少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) 賭博又は暴行
- (3) 飲酒又は喫煙
- (4) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用
- (5) シンナー等の不健全な使用

2 略

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第23条の2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、強要し、又は周旋してはならない。

(罰則)

第31条 第18条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 第18条第3項、第20条第2項、第23条第1項又は第23条の2の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3～5 略

少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) 賭博又は暴行
- (3) 飲酒又は喫煙
- (4) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用
- (5) シンナー等の不健全な使用

2 略

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第23条の2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、強要し、又は周旋してはならない。

(罰則)

第31条 第18条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第18条第3項、第20条第2項、第23条第1項又は第23条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3～5 略